

毎月勤労統計調査結果の主な利用状況

(1) 月例経済報告（経済閣僚協議会）

毎月経済財政政策担当大臣から閣議に報告される月例経済報告の中で、他省庁の統計調査結果（消費者物価、卸売物価、卸売物価とならんで、労働情勢を示す重要な指標として取り上げられている。

(2) 景気動向指数

我が国の経済の動向を示す景気動向指数として、所定外労働時間及び常用雇用指数が個別指標として採用されている。

(3) 失業給付金額の自動変更

雇用保険法第18条において、平均定期給与額に一定の変動があった場合には、失業給付のうち求職者給付の基本手当日額を改正することとしている。

(4) 労災保険の保険給付

労働者災害補償保険法の規定による休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付などについては、定期給与額に一定の変動があった場合にそれらの給付額を改定することとしている。

(5) 労働災害の休業補償

労働基準法第76条において、常時100人未満の労働者を使用する事業場については、定期給与に一定の変動があった場合に休業補償の額を改定することとしている。

(6) 未払賃金の立替払い

賃金の支払いの確保に関する法律第7条に基づく未払い賃金の立替払事業のうち、立替払の最高限度額の決定に定期給与額が使用されている。

(7) 人事院勧告の基礎資料

民間給与の一般動向の把握に使用されている。

(8) 国民所得及び県民所得の推計

国民(県民)所得の推計に際し、農林水産業、公務を除いて雇用者所得の算定資料となっている。

(9) 米価などの公共料金の決定の基礎資料

米価の決定にあたって都市均衡労賃の算定などの資料となっているほか、公共料金の基礎資料としても利用されている。

(10) 海外への紹介

ILOをはじめ国際機関に定期的に結果が報告され、諸外国においても多く利用されている。

(11) 民間企業における利用

1. 建設工事における契約、製品単価の決定などで人件費を決める基礎資料に利用されている。
2. 企業におけるベースアップなどの賃金改定のほか、労働関係の基礎資料として利用されている。

(12) 交通事故などの補償

交通事故の補償など損失利益の算出の基礎資料として利用されている。